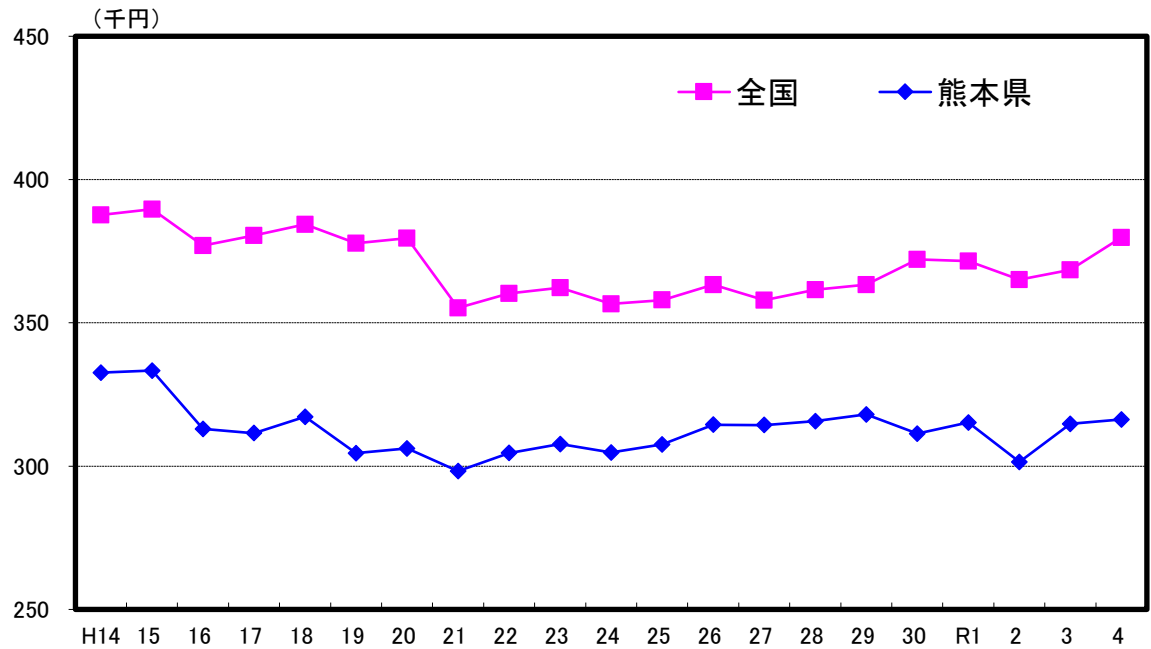


一人当たり月平均現金給与総額（事業所規模30人以上）



解 説

【概要】

令和4年の県内労働者一人当たり月平均現金給与総額（事業所規模30人以上）は、316,284円であり、全国平均（379,732円）を下回っている。

平成14年以降の推移をみると、月平均現金給与総額は平成15年の333,363円をピークに、平成21年に30万円を切った以降は翌平成22年に30万円台を回復して以降、増減はあるものの30万円を切ることはなく推移しているが、令和4年度は31万円台となった。

また、全国平均を100とした場合の水準の推移をみると、平成14年に85.8となったが、平成19年には80.6まで低下したものの平成20年以降は上昇傾向がみられ、平成27年から3年連続87台で推移したが、平成30年～令和4年は82台～85台で推移している。

○現金給与総額

きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額

○きまって支給する給与

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

○所定内給与額

きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額。

超過労働給与額とは、次の給与の額をいう。

- ア 時間外勤務手当
- イ 深夜勤務手当
- ウ 休日出勤手当
- エ 宿日直手当
- オ 交替手当

資 料 出 所	調 査 期 日	調査周期
「毎月勤労統計調査年報（地方調査）」 厚生労働省 「賃金構造基本統計調査」 厚生労働省	令和4年 令和4年6月	毎年 毎年